

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百四十号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

収納代理金融機関の表三菱UFJ信託銀行株式会社の項取扱事務の範囲の欄中「同右」を「口座振替による収納事務」に改め、同表みずほ信託銀行株式会社の項取扱事務の範囲の欄中「同右」を「埼玉県の公金の収納事務」に改める。